

税務署からのお知らせ

税務署で確定申告書の作成・相談を希望される方へ・・・

確定申告会場の開設期間は、

令和4年2月16日(水)から3月15日(火)までです(土・日・祝日を除く)。

相談受付時間は、**16時まで**です。

- ※ 令和3年分確定申告については、新型コロナウイルス感染症対策として**会場への来場者の削減・分散を図っております**。
- ※ そのため、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」が必要**です。
- ※ なお、公的年金を受給している方は、期間前(2月16日より前)から申告相談をお受けしています。
- ※ **詳細については、5ページの「確定申告会場への来場を検討されている方へ」をご確認ください。**



スマートフォンでの
申告が
さらに便利に！

- ※ 申告書は「国税庁ホームページ」へアクセスして、パソコンやスマホで作成できます。(本誌4ページの国税庁ホームページ「令和3年分確定申告特集」参照)
また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信していただくか、**印刷して提出してください。**

納税協会からのお知らせ

湯浅納税協会では、確定申告期間中(土・日・祝日を除く)は、**令和3年分所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告にかかる税務相談**を行いますので、お気軽においでください。

なお、確定申告期間中は大変混雑しますので、税務相談をご希望されます方は、事前に電話(63-5454)で予約をお願いします。

税理士による地区無料相談会場のご案内

開設場所	開設日	2 月					開設時間
		7 月	8 火	14 月	15 火	16 水	
有田市役所 3階 会議室		●	●				9:30～16:00
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室				●			9:30～15:00
有田川町役場 吉備庁舎 4階 会議室					●		9:30～16:00
湯浅納税協会 3階 会議室						●	9:30～16:00

- ※ いずれの会場も正午から午後1時まで相談は行っていません。
- ※ 受付時間は、9時30分から終了時間の30分前までです。
- ※ なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。
- ※ ご来場の際には、前年分の申告書等控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある方）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑等をご持参ください。
- ※ 各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」、「贈与税」、「相続税」、「山林所得」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署へお越しください。
- ※ なお、本年は新型コロナウイルス感染症対策のため、次の対応を取らせていただきますのでご理解、ご協力をお願いいたします。
 - ① 会場内が密にならないよう入場制限のほか、早めに相談受付を終了する場合があります。
 - ② ご来場される際は、マスク着用をお願いします。（マスクを着用されない場合、入場をお断りする場合があります。）
 - ③ 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
 - ④ 会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

会員の皆様へお願い

納税協会は、会員を募集しています

新しい仲間をご紹介します。

会費は法人・個人別に定められています。
詳しくは、窓口か電話でお尋ねください。

ご入会の申し込みはこちらから 

携帯電話、スマートフォンで右記のQRコードまたは下記のURLへアクセスしてください。

<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/83507>



国税庁ホームページ「令和3年分確定申告特集」 をクリックした際に表示されるアクセス画面 (湯浅納税協会のホームページからもアクセスできます)



申告・納税：所得税等は令和4年3月15日まで、個人事業者の消費税等は令和4年3月31日まで

さらに便利に! 確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

確定申告書等の作成はこちら

確定申告書等作成コーナーにアクセスします。
画面の案内に沿って金額等を入力すると、確定申告書等が作成できます。

令和3年分確定申告書等作成コーナーから・・・

- スマホ申告の対象範囲が増えます
- 給与の源泉徴収票をスマホで撮影・自動入力
- パソコンとスマホでe-Tax! マイナンバーカードをスマホで読み取り

確定申告に関する情報を見る [申告の流れはこちら](#)

- 確定申告情報 (Q&A・申告の手引きなどはこちらから)
- ふるさと納税をされた方へ
- 医療費控除を受ける方へ
- 動画で見る確定申告

チャットボット(ふたば) 1月11日公開予定

マイナポータルからデータ取得 (自動入力・自動計算)

確定申告会場にお越しになる方へ

[国税庁トップページ](#) |
 [ご意見・ご要望](#) |
 [確定申告リンク集](#) |
 [リンク設定](#) |
 [サイトマップ](#)

Copyright © 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です（作成済申告書の提出のみであれば不要です）。
- ✓ 入場整理券は**各会場で当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳細な方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする**場合があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません 

確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます

スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます 

確定申告書の作成はこちらから

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP 3 申告書を提出

国税庁ホームページからe-Taxで送信

印刷して郵送等で提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

① マイナンバーカード ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ

 +  又は 

ID・パスワード方式

① ID (利用者識別番号)
② パスワード (暗証番号)



ID・PWが目印

確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控と一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



入場時にはこの画面をご提示ください

- STEP 1** LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
- STEP 2** 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- STEP 3** 税務署や来場希望日時を選択 (申込は来場希望日の10日前から可能)
- STEP 4** 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月11日以降、順次サービスを開始する予定です。

令和4年1月から スマートフォンを利用した申告が より一層便利になります

全国で**100**万人以上の方が利用されています

2年で約8倍



★ スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。



★ スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。

◆ スマホ申告はこんながいいこと ◆

- ご自宅で** マイナンバーカードやID・パスワードを使ってご自宅などどこでも送信
- 自動計算** 画面の案内に従って金額などを入力するだけで自動計算
- スマホで見やすい** スマホ専用画面で見やすく操作が簡単
- いつでも** 確定申告期は24時間いつでも利用可能

スマホ申告に必要なものは、スマートフォンに加えて

次の①、②のいずれか

- ① マイナンバーカード（スマートフォンはマイナンバーカード読取対応のものがが必要です。）
- ② 税務署で発行したID・パスワード

※ ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。


国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。


1>> ダイレクト納付 **こんな方におススメ!** さらに詳しい情報は  [こちら](#)


e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



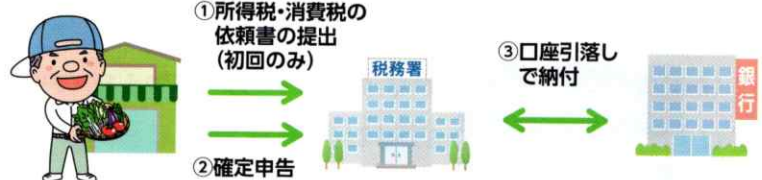
2>> 振替納税 **こんな方におススメ!** さらに詳しい情報は  [こちら](#)


申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等    さらに詳しい情報は  [こちら](#)

納付方法 ▶ インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 ▶ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付   さらに詳しい情報は  [こちら](#)

納付方法 ▶ 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。